

熊本県一般競争入札等事務手続処理要領

(平成7年2月15日 伺 定)
[沿 革] (平成8年10月28日一部改正)
(平成15年7月11日一部改正)
(平成16年2月25日 改 正)
(平成18年6月30日 改 正)
(平成19年6月20日 改 正)
(平成20年3月28日 改 正)
(平成21年3月24日 改 正)
(平成21年6月25日 改 正)
(平成21年9月15日 改 正)
(平成23年3月30日一部改正)
(平成25年5月8日一部改正)
(平成26年3月31日一部改正)
(平成27年6月1日一部改正)
(令和7年3月13日一部改正)

第1 趣旨

この要領は、県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び条件付一般競争入札の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象工事

- 1 一般競争入札については、県が発注する建設工事で、予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第3条第1項に規定する総務大臣が定める額以上のものを対象とする。
- 2 条件付一般競争入札については、県が発注する建設工事で、設計金額が別に定める額以上のもののうち、一般競争入札の対象とならないものを対象とする。ただし、災害その他の理由により緊急を要する工事についてはこの限りでない。

第3 入札手続の種類

- 1 入札手続は、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）の審査を入札前に行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき、落札者を決定する方法（以下「事前審査型」という。）のほか、入札において最低の価格を提示した者（最低制限価格未満の価格を提示し失格となった者又は低入札価格調査の結果適合した履行がなされないおそれがあると認められた者を除く。以下「落札候補者」という。）について、入札後、競争参加資格の審査を行い、競争参加資格があると認めた場合に落札者として決定する方法（以下「事後審査型」という。）によるものとする。
- 2 条件付一般競争入札を行う場合においては、原則として、事後審査型により行うものとする。ただし、議会の議決を要する契約を締結しようとする場合や建設工事共同企業体であることを競争参加資格として設定する場合など入札前に競争参加資格を確認する必要があると認められる場合には、事前審査型により行うものとする。

第4 入札の公告

- 1 一般競争入札の公告
 - (1) 第2の1の対象工事を一般競争入札に付そうとする場合においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項、特例政令第6条及び熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第84条第1項の規定に基づき、熊本県公報により公告を行うほか、入札情報公開サービスシステムにより行うものとする。

(2) (1)の規定による入札に係る公告（以下「入札公告」という。）においては、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。

ア 工事名

イ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び必要な書類（以下「資料」という。）の提出期限

ウ 入札及び開札執行の日時

エ 当該入札に関する事務を担当する部（局）及び課（室）の名称

2 条件付一般競争入札の公告

(1) 第2の2の対象工事を条件付一般競争入札に付そうとする場合においては、入札情報公開サービスシステムのほか、契約担当課（総室、室、センター）で定める場所において公告を行うものとする。

(2) 入札公告は、事前審査型の場合は、別添1(1)の条件付一般競争入札標準入札公告例及び別添1(2)の事前審査型一般競争入札公告共通事項書によるものとする。

事後審査型の場合は、別添2(1)の条件付一般競争入札標準公告例及び別添2(2)の事後審査型一般競争入札共通事項書によるものとする。

第5 競争参加資格

競争参加資格として次に掲げる事項を設定するとともに、入札公告又は共通事項書（事前審査型一般競争入札公告共通事項書及び事後審査型一般競争入札公告共通事項書をいう。一般競争入札における入札説明書を含む。以下同じ。）において当該事項を明らかにするものとする。

1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

2 対象工事に係る工事種別について、熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号。以下「格付要綱」という。）第2条第1項の規定に基づき入札参加者資格を認定された者であること。

3 対象工事に係る工事種別等について、以下の条件を満たすこと。

(1) 一般競争入札については、対象工事に係る工事種別について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23に規定する経営事項審査における総合評定値（以下「総合評定値」という。）が一定の点数以上であること。

(2) 条件付一般競争入札については、原則として以下の条件を満たすこと。

ア 県外に主たる営業所を有する建設業者にあつては、対象工事に係る工事種別について、総合評定値が一定の点数以上で、かつ、県内又は九州地域内に法第3条第1項に定める営業所を有すること。

イ 県内に主たる営業所を有する建設業者にあつては、格付要綱第2条第2項の規定に基づき対象工事にかかる工事種別について特定の等級の認定を受けている者であること。ただし、対象工事に係る工事種別が格付業種以外であるときは、総合評定値が一定の点数以上であること。

4 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要がある場合は、構成員数、組合せ、出資比率及び各構成員の資格について、一定の条件を満たすこと。

5 対象工事と同種工事の施工実績があること（個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示すること。）。ただし、対象工事の施工上不要と判断される場合には、設定しないことができる。

6 対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正であること（個別の工事に応じて技術者の資格及び同種工事の施工経験をできるだけ詳細に明示すること。）。ただし、対象工事の施工上不要と判断される場合には、設定しないことができる。

7 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年熊本県告示第111号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中でないこと。

8 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。

9 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者にあつては、当該手続開始決定後、2に掲げる入札参加者資格に係る随時の審査に基づく認定を受

けている者であること。

10 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（「対象工事に係る設計業務等の受託者」及び「資本又は人事面において関連がある」ことの具体的内容を入札公告又は共通事項書において明らかにすること。）。

11 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合又は同一の共同企業体に属する場合を除く。）。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）である場合を除く。

ア 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

第6 競争参加資格の決定

第5に掲げる競争参加資格は、対象工事ごとに、競争参加資格審査会の審査を経て決定するものとする。

第7 設計図書の閲覧及び配付の方法

1 設計図書の閲覧及び配付については、入札情報公開サービスシステムにより行う。

2 設計図書は、入札公告を開始した日から閲覧及び配付を開始するものとし、開札執行の日の前日まで行うものとする。

3 設計図書の閲覧及び配付の期間並びに方法を入札公告において明らかにするものとする。

第8 競争参加資格確認申請書及び資料の提出

1 一般競争入札及び条件付一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者に申請書及び資料（競争参加資格を確認するために必要な書類を含む。）の提出を求めるものとする。

2 1の場合において申請書及び資料の提出期間は、原則として、入札公告を開始した日の翌日から起算して8日間（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条に規定する県の休日並びに7月15日、8月13日から8月15日まで、12月28日及び1月4日（以下「休日等」という。）を含まない。）とする。ただし、事後審査型にあつては、原則として、入札公告を開始した日の翌日から開札執行の日の前日までとする。

3 競争参加資格として、特定建設工事共同企業体であることを求める場合には、建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体）及び建設工事共同企業体協定書の写しの提出を求めるものとする。

4 申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより行わせるものとする。ただし、事後審査型の入札に参加しようとする者、電子入札システムによる提出が困難な者又は書面による入札により参加しようとする者については、対象工事の契約担当課（総室、室、センター）の指定する場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）させるものとする。

5 期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに知事が競争参加資格がないと認めた者は、事前審査型にあつては、当該競争入札に参加することができないものとし、事後審査型にあつては、落

札決定しないものとする。

- 6 1 から 5 までの掲げる事項及び次に掲げる事項を入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

- (1) 申請書及び資料は、共通事項書において示す様式により作成すること。
- (2) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
- (3) 提出された申請書及び資料は競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しないこと。
- (4) 提出された申請書及び資料は返却しないこと。
- (5) 提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めないこと。
- (6) 申請書及び資料に関する問合わせ先
- (7) その他必要と認める事項

第 9 資料の内容

- 1 資料の内容は、(1) 及び (2) とし、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

なお、(1) の同種工事の施工実績及び (2) の配置予定技術者の同種工事の施工経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載することができるものとし、(2) の配置予定技術者については、複数の技術者を記載することができるものとし、その旨を入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

- (1) 同種工事の施工実績を記載した書面

第 5 の 5 に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績

- (2) 配置予定技術者の資格及び同種工事の施工経験を記載した書面

第 5 の 6 に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び同種工事の施工経験

- 2 必要があると認めるときは、1 に加えて、1 に掲げる資料の内容を証明するために必要な書類を求めることができるものとし、当該書類の提出を求める場合には、その旨を公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

第 10 競争参加資格の確認

- 1 提出された申請書及び資料に基づき競争参加資格の有無について確認を行うものとする。ただし、一般競争入札においては、申請書及び資料の提出者が申請書及び資料の提出期限の日において第 5 の 2 の資格を有していない場合において、競争参加資格のうち第 5 の 1 及び 4 から 11 までの掲げる事項を満たしているときは、開札の時に第 5 の 2 及び 3 の (1) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

- 2 1 の確認は、競争参加資格審査会の審査を経て行うものとする。

- 3 1 の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとする。

- 4 第 5 の 5 の同種工事の施工実績及び第 5 の 6 の配置予定技術者の同種工事の施工経験の確認を行うに当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 一般競争入札においては、効力を有する政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）を適用している国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、日本国内における同種工事の施工実績及び配置予定技術者の同種工事の施工経験をもって行うものとする。

- (2) 条件付一般競争入札においては、日本国内における同種工事の施工実績及び配置予定技術者の同種工事の施工経験をもちて行うものとし、詳細は、入札公告において明らかにするものとする。

- 5 第 5 の 6 に掲げる配置予定技術者が、施工中の他の工事に従事している場合は、対象工事の現場施工に着手する日の前に対象工事に従事できる見込みであることを確認するものとする。

- 6 事前審査型にあっては、申請書及び資料の提出期限の日の翌日から起算して、原則として、10 日以内に、競争参加資格の確認の結果を申請書及び資料の提出者に対し通知するものとする。事後審査型にあっては、原則として 5 日以内に、競争参加資格の確認の結果、競争参加資格があると認めた場合は落札者の決定について入札参加者に対し通知し、競争参加資格がないと認めた場合は競争参加資格がないことについて落札候補者に対し通知するものとする。

- 7 6 の通知は、事後審査型において競争参加資格がないと認めた場合を除き、原則として、電子入

札システムにより行う。書面により通知する場合は、事前審査型においては別記様式 1、事後審査型において、落札者の決定について通知する場合は別記様式 2 により、競争参加資格がないことについて通知する場合は別記様式 3 により、行うものとする。

8 6 の通知に当たっては、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を明記するものとする。

9 1 及び 3 から 6 に掲げる事項を、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

第 1 1 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

1 競争参加資格がないと認められた者は、第 10 の 6 の通知の日の翌日から起算して一般競争入札については 7 日、条件付一般競争入札については 5 日（それぞれ休日等を含まない。）以内に、知事に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。

2 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合には、書面（様式は、熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱（平成 14 年熊本県告示第 124 号。以下「苦情処理要綱」という。）に定める別記様式 1 による。）を持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

3 2 の書面の提出場所は、対象工事の契約担当課（総室、室、センター）とする。

4 1 の説明を求められたときは、原則として、1 の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して、一般競争入札については 10 日、条件付一般競争入札については 7 日以内に、説明を求めた者に対し、別記様式 4 により回答するものとする。

5 4 の回答内容を、競争参加資格審査を行った競争参加資格審査会に報告するものとする。

6 説明を求めた者に競争参加資格があると認めた場合においては、第 10 の 6 の通知を取り消し、4 の回答と併せて別記様式 1 又は 2 により競争参加資格がある旨を通知するものとする。

7 6 の通知を行う場合においては、競争参加資格審査会の審査を経るものとする。

8 1 から 4 までの事項を、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

第 1 2 入札公告、共通事項書及び設計図書に対する質問

1 入札公告、共通事項書及び設計図書に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を入札情報公開サービスシステムにより閲覧に供するものとする。

2 質問書の提出期間は、原則として、入札公告を行った日から開札日の 6 日前（休日等を含まない。）までとする。

3 質問書の提出は、対象工事の契約担当課（総室、室、センター）に持参し、又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、電送によるものは受け付けないものとする。

4 質問に対する回答書は別記様式 5 により作成し、その閲覧は、原則として、質問書を受理した日の翌日から起算して 2 日後（休日等を含まない。）までに開始し、開札日の前日に終了するものとする。

5 1 から 4 までに掲げる事項を、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

第 1 3 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金は、免除するものとする。

2 契約保証金は、納付させるものとする。ただし、有価証券等の提供若しくは銀行、知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

3 1 及び 2 に掲げる事項を、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

第 1 4 入札及び開札の執行

1 開札は、原則として、第 12 の 2 の質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して 6 日後（休日等を含まない。）に執行するものとし、入札は、原則として、入札公告を行った日の翌日から（翌

日が休日等の場合は、最初の休日等でない日からとする。)開札日前の直近の休日等でない日までの期間に電子入札システムにより行うものとする。ただし、書面による入札は、開札の日時及び場所において行うものとする。

- 2 書面による入札の場合は、入札の執行に先立ち、競争参加資格確認通知書の写し(事前審査型の場合に限る。)及び紙入札移行承認願(県の承認印のあるもの)を入札参加者に提出させるものとする。
- 3 入札に際しては、入札参加者に工事費内訳書の提示を求めるものとし、工事費内訳書の提示がない場合は、当該入札を無効とするものとする。
- 4 開札は、電子入札システムにより入札する者を除き、書面による入札により参加する者又はその代理人を立ち会わせて行い、書面による入札により参加する者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。
- 5 1から4までに掲げる事項を入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

第15 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を入札公告及び共通事項書において明らかにするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す旨及び知事により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札又は落札者決定時において指名停止要領に基づく指名停止を受けている者その他開札の時ににおいて第5に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する旨を共通事項書において明らかにするものとする。

第16 落札候補者の決定方法

- 1 事後審査型において、開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設けている場合は、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格を提示したものを落札候補者とする。
- 2 最低の価格で有効な入札を行った者が複数いる場合は、電子入札システムの電子くじにより落札候補者を決定する。
- 3 落札候補者の競争参加資格がなかった場合は、次に低い価格を提示した者から順に、競争参加が確認できるまで、申請書及び資料の提出を求めるものとする。
なお、次の候補者となるべき者が同額入札により複数いる場合は、落札者として決定されなかった落札候補者を除き電子入札システムの電子くじにより落札候補者を決定する。
- 4 落札候補者は、第5に掲げる競争参加資格を満たさなくなったときは、その旨を申し出なければならないものとする。また、競争参加資格を満たさなくなったにもかかわらず、その旨を申し出なかったときは、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがあるものとする。
- 5 1から4までに掲げる事項を共通事項書により明らかにするものとする。

第17 対象工事の請負者又はその下請業者によって調達される主要な資機材

一般競争入札の対象工事については、対象工事の請負者又はその下請業者によって調達されることが想定される主要な資機材を、公告において明らかにするものとする。

第18 苦情申立て

- 1 一般競争入札については、本要領に基づく競争参加資格の確認その他の手続に関し、政府調達に関する協定のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、熊本県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年熊本県告示第446号の2)により設置された「熊本県政府調達苦情検討委員会」に対して苦情を申し立てることができる旨を共通事項書において明らかにするものとする。
- 2 条件付一般競争入札について、本要領に基づく競争参加資格の確認その他の手続に関し苦情がある場合は、苦情処理要綱に基づき苦情を申し立てることができる旨を共通事項書において明らかにするものとする。

第 19 落札者等の公示

一般競争入札の対象工事について落札者を決定したときは、熊本県物品等又は特定調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 80 号）第 11 条の規定に基づき、落札者等を公示するものとする。

第 20 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を共通事項書において明らかにするものとする。
- 2 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合その他入札手続において不正又は不誠実な行為を行った場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある旨を共通事項書において明らかにするものとする。
- 3 対象工事の発注担当課（総室、室、センター）は、落札者が第 9 の 1 の (2) の資料に記載した配置予定の技術者が、対象工事の現場に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。
- 4 入札公告及び共通事項書に記載する事項については、上記に定めるもののほか、別添 1 及び別添 2 の標準入札公告例及び共通事項書によるものとする。

附 則

この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 7 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から施行し、施行日以降に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 10 月 1 日から施行し、施行日以降に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 5 月 10 日から施行し、施行日以降に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 6 月 1 日から施行し、施行日以降に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に公告を行うものから適用する。

(別記様式 1)

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

熊本県知事 ○ ○ ○ ○

競争参加資格確認通知書

さきに申請のあった○○○工事に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

- 1 公告日 年 月 日
- 2 工事番号
- 3 工事名
- 4 工事場所
- 5 競争参加資格の有無 有 ・ 無
- 6 入札に当たっての注意事項【競争参加資格有りの場合】
 - (1) 熊本県競争契約入札心得その他関係規定を承知のうえ、入札してください。
 - (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記入してください。
 - (3) 入札に際しては入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を提出してください。
 - (4) 入札時に必ずこの通知書の写しを持参してください。
 - (5) その他、注意事項を承知のうえ、入札してください。
- 6 競争参加資格がないと認めた理由【競争参加資格無しの場合】
○○○○○○

なお、競争参加資格がないと通知された場合は、知事に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、 年 月 日までに熊本県○○部○○課へその旨を記載した書面を提出してください。

(別記様式2)

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

熊本県知事 ○ ○ ○ ○

落札者の決定について（通知）

平成○○年○月○日に実施した入札について、下記のとおり落札者を決定しましたので通知します。

記

- | | | |
|---|------|-------------------------|
| 1 | 工事番号 | ○○○○○○ |
| 2 | 工事名 | ○○○○○工事 |
| 3 | 工事場所 | ○○○○ |
| 4 | 落札者 | ○○○○ |
| 5 | 落札金額 | ○○○○○円（消費税及び地方消費税相当額含む） |

(別記様式3)

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

熊本県知事 ○ ○ ○ ○

競争参加資格確認通知書

さきに申請のあった○○工事に係る競争参加資格について、下記の理由により競争参加資格が認められなかったので通知します。

記

- 1 開 札 日 年 月 日
- 2 工事番号
- 3 工 事 名
- 4 工事場所
- 5 競争参加資格がないと認めた理由
○○○○○○○○

なお、知事に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、 年 月 日までに熊本県○○部○○課へその旨を記載した書面を提出してください。

(別記様式 4)

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

熊本県知事 ○ ○ ○ ○

通知書

○年○月○日に提出のあった ○年度○○○号○○○○工事に係る請求について、下記のとおり回答します。

記

- 1 通知した競争参加資格がないと認めた理由
- 2 競争参加資格がないと認めた理由の説明

担当課 : ○○部○○課○○係
電話番号 : ○○○○

(別記様式5)

年 月 日

入札参加者各位

熊本県知事 ○ ○ ○ ○

回答書

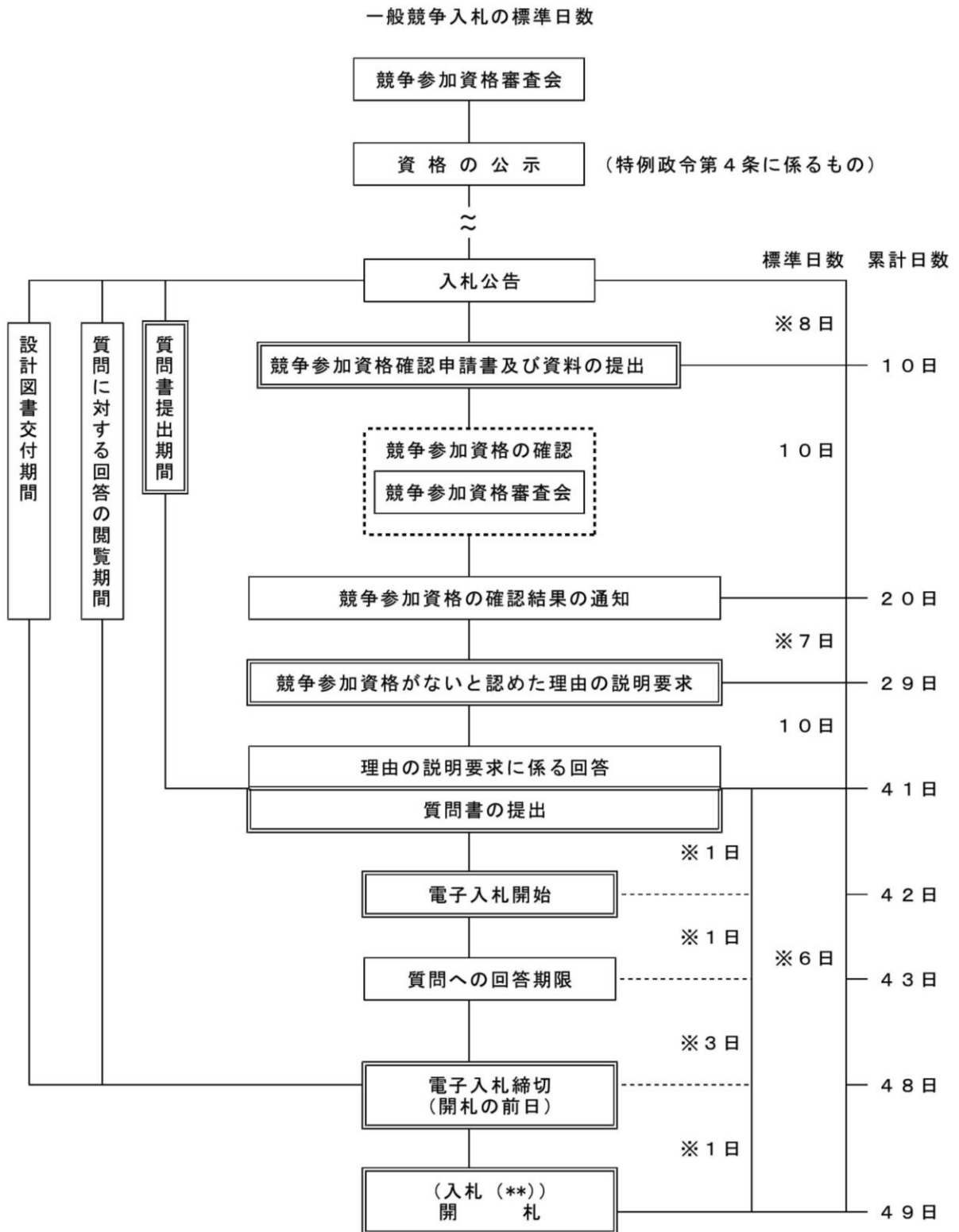
下記工事に係る質問について、回答します。

担当課 : ○○部○○課○○係

電話番号：〇〇〇〇

工事番号	〇〇年度〇〇第〇〇-〇-〇〇号	公告日	〇〇年〇〇月〇〇日
工 事 名	〇〇〇〇工事		
質問 1			
回答 1			
質問 2			
回答 2			

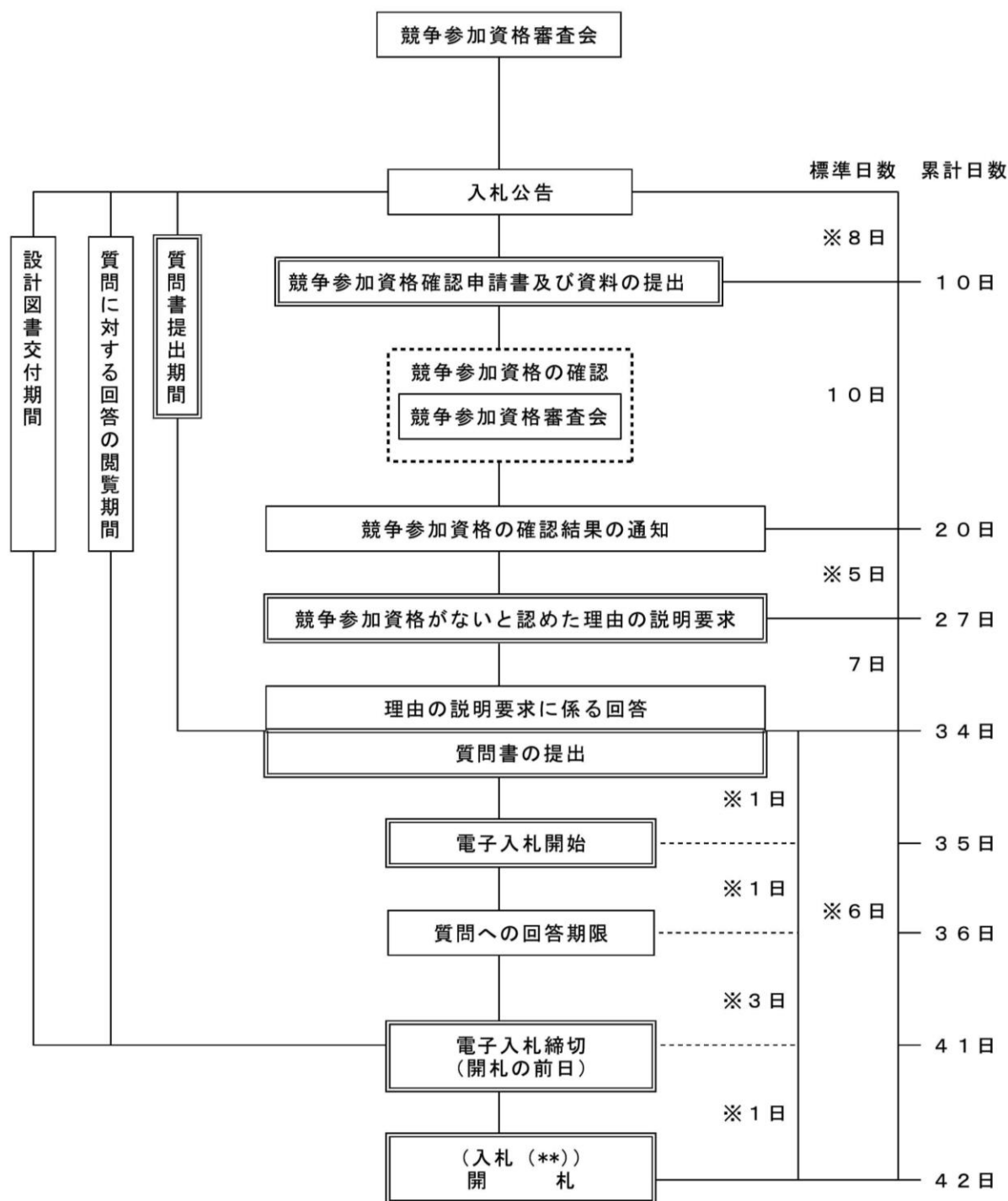
(参考 1 - ①)



(注) ※は、県の休日等（土曜日、日曜日、祝日、7月15日、8月13日から8月15日まで、12月28日から翌年1月4日まで）を含まない。
 (**)は、紙入札を承認した場合。

(参考 1-②)

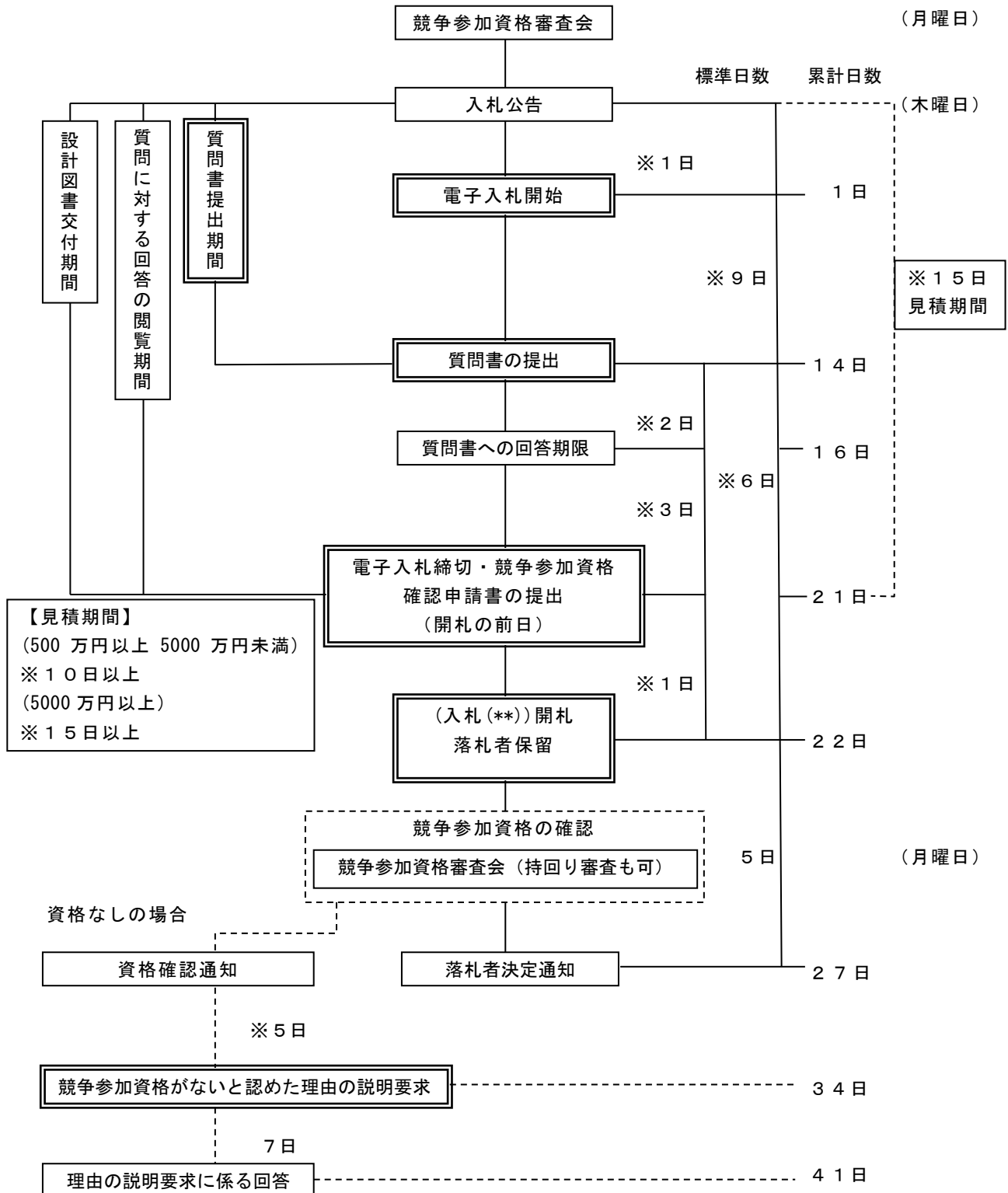
条件付一般競争入札（事前審査型）の標準日数



(注) ※は、県の休日等（土曜日、日曜日、祝日、7月15日、8月13日から8月15日まで、12月28日から翌年1月4日まで）を含まない。
 (**)は、紙入札を承認した場合。

(参考 1-③)

条件付一般競争入札（事後審査型）の標準日数



注 1 : ※は、県の休日等（土曜日、日曜日、祝日、7 月 15 日、8 月 13 日から 8 月 15 日まで、12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで）を含まない。

(**)は、紙入札を承認した場合。

注 2 : 当該標準日数は、休日を土曜日及び日曜日、競争参加資格審査会を月曜日に開催、入札公告日を木曜日とした場合。